

## 環境社会配慮ガイドラインに関する良くある問答集

2011年 7月 20日  
(2016年 2月 5日改定)

### ➤ ガイドライン全般に関する質問

質問	回答
なぜ新ガイドラインを作成することになったのですか？	<p>これまで、有償資金協力については、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年)を、技術協力については、「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2004年)を、それぞれ適用してきました。</p> <p>独立行政法人国際協力機構法の改正により、2008年 10月より JICAが我が国の政府開発援助の実施機関として技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うこととなったことから、各援助手法の特性を踏まえつつ、これら 2つのガイドラインの体系を一体化すべく、新ガイドラインを作成したものです。</p>
なぜ JICA は環境社会配慮を行うのですか？	<p>開発援助は一時的な対応で終わらせてしまうものではなく、持続的なものでなくてはならないと認識しており、環境社会配慮は、開発の持続性を確保するために必要と考えています。例えば、環境社会配慮が十分に行われなかった場合、開発そのものの基盤が損なわれ、開発が持続できなくなることも想定されます。開発と自然環境、住民生活等とのバランスを考え、開発が持続可能となるよう配慮が必要です。</p>
国際機関などの環境社会配慮ガイドラインとの整合性を確保しているのですか？	<p>環境社会配慮確認の手続きのフロー、ステークホルダーとの協議、スクリーニング時のカテゴリ分類、環境アセスメント報告書や住民移転計画の項目等について、世界銀行やアジア開発銀行等のガイドラインと整合性を図っています。</p>
相手国等との法律や規則との調整が必要なのではないですか？	<p>相手国等の環境アセスメント等の法律や規則を適用することが第一義です。ただし、環境ガイドラインと比べ不十分な場合は、実施機関等の同意を得た上で環境ガイドラインを適用します。</p>
環境ガイドラインに相手国等は対応できるのですか？	<p>現在多くの相手国等は環境アセスメントに関する法律やガイドラインを有しています。また、他のドナーも環境アセスメントの実施を要件としています。相手国等は、環境ガイドラインに対応可能であると判断していますが、必要に応じて、JICAは相手国等が適切な環境社会配慮を実施できるよう支援を行います。</p>

<p>JICAが求める環境にかかる情報は実際に入手できるのですか？</p>	<p>相手国等はプロジェクトが環境に与える影響について、適切に情報収集・調査を行い、対応をとっているケースが殆どですので、JICAが求める情報は入手できると考えています。また、必要に応じ、協力準備調査等により、相手国等を支援します。</p>
<p>国際的な場で、JICAが環境ガイドラインに基づく取り組みを情報発信しないのですか？</p>	<p>JICA としましても、皆様のご意見を踏まえ作成された国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(以下「環境ガイドライン」という。)の考え方を広めて行くため、国際的会議や相手国等との協議の場等を通じて環境ガイドラインの内容を説明し、JICA の取り組みについて情報発信を行っていく所存です。</p>
<p>環境ガイドラインを国内外の関係者に周知させるために、どのような活動を行っているのですか？</p>	<p>JICAは、和文、英文の環境ガイドラインを冊子だけでなく、入手し易いように JICAのウェブサイト上で公開しています。また、環境ガイドラインの策定は、透明性の確保という旧JICA・JBIC両ガイドラインの規定を踏まえ、2008年2月に設置された学識経験者、N GO、産業界、日本政府関係者から成る有識者委員会での計33回の議論、名古屋・大阪におけるパブリック・ヒアリング等を踏まえて作業が進められ、議事録や配布資料についても同ウェブサイト上で随時公開してきました。また、相手国等へも説明を行っています。</p> <p>環境ガイドライン公布・施行後も、JICA内の体制整備に一層努めると共に、国内外で知って頂くよう努力していきます。</p>
<p>環境ガイドラインを導入したことによって、プロジェクトの審査に要する時間が増えて、現在のような迅速な対応ができなくなるのではないのですか？</p>	<p>JICAによる環境社会配慮確認においてもセクターやプロジェクトの性格・内容に応じて十分に確認することが必要ですが、一方でプロジェクトの進展を JICAの審査手続の遅れにより妨げることは避けなければなりません。</p> <p>JICAは十分な環境社会配慮確認を確保しつつ迅速化を図るため次のような工夫を考えています。スクリーニングを行うことにより環境への影響が重大である可能性のあるプロジェクトを特定化し、こうしたプロジェクトに対してはより詳細な環境社会配慮確認を行う相手国等への質問事項をまとめたスクリーニングフォーム、及びセクター毎に確認すべき項目を列挙したチェックリストを活用する協調融資を行う他金融機関等との情報共有、意見交換を行うプロジェクトの性格・内容に応じて特定分野の外部専門家を活用する協力準備調査の活用により環境ガイドラインを十分踏まえた案件形成を実施する</p>
<p>緊急を要する場合は、どのように対応するのですか？</p>	<p>緊急時においても、原則として、環境社会配慮ガイドラインに従った手続きを行うことが望ましいと考えます。ただし、自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合は、早期の段階において、カテゴリ分類の結果、緊急と判断した理由、そして実施する手続き</p>

	<p>の内容について環境社会配慮助言委員会に報告し、その結果を公開します。また、JICAが必要と判断した場合は助言を求めます。</p> <p>これまでの運用では、開発計画調査型技術協力において、緊急を要すると判断された案件があります。その際には、本来であれば開発計画調査型技術協力の実施前に行う環境社会配慮確認を緊急性の観点から省略しました。ただし、開発計画調査型技術協力の実施段階において、これらの環境社会配慮確認を行うことにより、適切な実施の確保に努めました。なお、開発計画調査型技術協力以外のスキームに対して、今後、緊急時の措置が適用される可能性も想定されます。</p>
<p>環境ガイドラインでは、「必要に応じ」との表現がありますが、このような書き方になっているのはなぜですか？</p>	<p>環境ガイドラインは、多種多様なプロジェクト全てを対象としています。個別プロジェクトの性格や JICA が関与するタイミング等は様々であり、全てのプロジェクトに一律の基準を適用することは困難です。</p> <p>また細かく場合分けしたとしても、内容が複雑になりすぎる恐れがあり、またプロジェクトによってはケースバイケースで柔軟に対応することが適当なものもあります。以上を勘案し、読者に読みやすく、且つ実効性のある環境ガイドラインとすべく、このような表現を使用しております。</p>
<p>別紙1では検討する影響のスコープ、非自発的住民移転、先住民族の各項目で、「望ましい」と記述されている箇所がありますが、これは本文第2章、第3章の記述と整合性がとれているのですか？</p>	<p>環境ガイドラインの内容には、推奨されるもの(「望ましい」)と必要と考えられるもの(「…なければならない」)とがあるため、このような表現がとられているものです。</p>
<p>FAQとはどういうものですか？</p>	<p>FAQは、環境ガイドラインに関して、利用者の皆様の多くの方が質問・疑問に思われる点に答えるために作成された、「よくある質問」です。環境ガイドライン本文が分かりづらい場合には、こちらも併せて読んで頂ければ幸いです。</p>

➤ ガイドラインの適用及び見直しに関する質問

質問	回答
<p>新ガイドラインが施行されるのは、2010年 7月からとのことですが、その時点以降に要請を行ったプロジェクトに対して適用されるのですか？</p>	<p>2010年 7月以降に要請を受けたプロジェクトに対して、新ガイドラインが適用されます。より具体的には、相手国等より我が国政府に対し要請があったタイミング等を基に決定されます。</p>

<p>既に支援が決定している案件等に対しても、環境ガイドラインを適用するのですか？</p>	<p>2010年 6月 30日以前に要請を受けたプロジェクトについては、有償資金協力の場合は「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年 4月)を、開発計画調査型技術協力及び技術協力プロジェクトの場合は「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2004年 4月)を適用します。また、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、及び外務省が自ら行う無償資金協力事業についての事前の調査の場合は、「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2004年 4月)を参考とします。また、2010年 6月 30日以前に相手国等との間でその実施につき合意した協力準備調査については、本ガイドラインを適用せず、各協力事業の従来の手続に従うこととなります。</p>
<p>対象となっているスキーム以外には、環境ガイドラインは適用されないのですか？</p>	<p>適用対象となる協力事業は、a.有償資金協力、b.無償資金協力(除く国際機関経由)、c.外務省が自ら行う無償資金協力の事前の調査、d.開発計画調査型技術協力、e.技術協力プロジェクト、及びこれらの協力準備調査です。これら以外の事業、例えば、青年海外協力隊、研修事業、個別専門家派遣等は適用対象外となります。</p>
<p>協力準備調査(PPPインフラ事業)および中小企業海外展開支援事業は、JICA環境社会配慮ガイドラインが適用されるのですか？</p>	<p>協力準備調査(PPPインフラ事業)、中小企業海外展開支援事業(案件化調査、普及・実証事業)は、JICA環境社会配慮ガイドライン適用対象となります。</p> <p>なお、協力準備調査(PPPインフラ事業)、中小企業海外展開支援事業(中小企業連携促進基礎調査、案件化調査、普及・実証事業)については、以下HPをご参照ください。</p> <p>協力準備調査(PPPインフラ事業)：  <a href="http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ppp/index.html">http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ppp/index.html</a></p> <p>中小企業連携促進基礎調査：  <a href="http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/fs.html">http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/fs.html</a></p> <p>案件化調査：<a href="http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/itaku.html">http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/itaku.html</a></p> <p>普及・実証事業：<a href="http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/teian.html">http://www.jica.go.jp/sme_support/activities/teian.html</a></p>
<p>環境ガイドラインについて、具体的にはいつどのような見直しが行われる予定なのですか？</p>	<p>環境ガイドライン2. 10. 2. に規定されている通り、本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ 5年以内に運用面の見直しを行います。また、本ガイドライン施行後 10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行います。それらの結果、必要に応じて改定を行います。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国のNGO、日本の NGOや企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行うことになっています。</p>

➤ 環境社会配慮手続全般に関する質問

質問	回答
<p>「戦略的環境アセスメントを適用する」とありますが、具体的にはどのような取り組みを行うのですか？</p>	<p>協力準備調査のうち、セクターや地域の協力プログラム形成や事業段階より上位の調査が含まれる場合、および開発計画調査型技術協力のマスタープラン調査において、戦略的環境アセスメント(SEA)を適用します。具体的には、初期環境調査(IEE)レベルで、政策や計画の内容の検討、スコーピング、ベースラインとなる環境社会の状況の確認、影響の予測と評価、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討、緩和策の検討、情報公開やステークホルダー協議への支援などの取り組みを行います。</p>
<p>「環境ガイドライン」や「環境社会配慮」との表記ができていますが、環境ガイドラインにおける「環境社会配慮」について、JICAはどのように考えているのですか？</p>	<p>「環境社会配慮」については、「大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響を配慮することをいう。」と定義しています。</p>
<p>環境に関して JICAが行っている活動は、個々のプロジェクトの負の環境影響を確認するだけでなく、環境改善に貢献するプロジェクトの支援もありますが、このような支援はこのガイドラインのスコープに入っていないのですか？</p>	<p>環境ガイドラインにおいては、環境改善に貢献するプロジェクトの支援についても言及しています。前書きにおいて、「環境保全／改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援する方針である」と明確に記述しています。例えば、森林保全・造成、省エネ・省資源、自然環境保全、オゾン層保護等の分野に対するプロジェクトには優先条件を適用する場合があります、かかる形で環境案件を積極的に支援しています。</p>
<p>環境ガイドラインにおいては、「環境社会配慮確認」と「環境レビュー」という表現がでてきますが、これらはどのような意味で使用されているのですか？</p>	<p>JICAが行う環境社会配慮確認は、有償、無償、技プロについては、スクリーニング、環境レビュー、モニタリングの3つのステージに分かれています。即ち、「環境レビュー」とは「環境社会配慮確認」のなかに含まれています。</p>
<p>調査検討すべき環境社会影響の項目をすべて調査する必要があるのですか？</p>	<p>検討する環境社会影響の項目については、本ガイドラインにおいて幅広くあげられているものの、すべての協力事業に対してすべての項目を調査するのではなく、スコーピングによって、必要な項目に絞り込みます。</p>

<p>それぞれのプロジェクトで確認すべき項目を具体的に示すことは困難であると推測されますが、確認漏れを回避するために、どのような対策をとっているのですか？</p>	<p>JICAでは、スクリーニングフォームや環境チェックリストを十分に活用し、出来る限り漏れが生じないよう確認を行っていますが、これを補完するような対策も併せて講じています。例えば、カテゴリ Aに分類される案件について、現地でのステークホルダー協議の手續や情報公開の状況を把握することは、確認漏れを防止するために有効であると認識しており、環境ガイドライン3. 2. 1. (1). 3. において、「情報公開と現地ステークホルダーとの協議結果を確認する。」旨明記し、適切な運用を心がけています。</p>
<p>第三者が、自らも証明できない情報を、プロジェクトを妨害するためにJICAに伝えてきた場合、JICAとしてはその情報をどのように扱うことになるのですか？</p>	<p>JICAとしては、第三者からの情報提供を歓迎致します。お寄せ頂いた情報のうち、情報の信頼性が確保され、且つ有意なものについては、JICAが環境配慮を行う上で参考とさせていただきます。なお、情報源が特定できないような信憑性の低い情報の確認のために多大なコストと時間をかけることは公的機関に求められる効率的な業務運営の観点から望ましくありません。ついては、情報提供に際しては、自ら証明できる、事実に基づいた正確な情報提供をお願い致します。</p>
<p>環境ガイドラインでは、環境影響評価やモニタリングは、誰が行うこととされているのですか？</p>	<p>環境影響評価やモニタリングは、それぞれのプロジェクトを最も熟知しており、かつプロジェクトに対しオーナーシップを有する相手国等が、まず行うべきであるとされています。具体的には、その透明性、客観性を確保することが重要であることから、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「当該国に環境アセスメントの手續制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手續を正式に終了し、相手国政府の承認を得なければならない」(別紙2)</li> <li>2) 「環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施されている国において公開されていることが要求される」(別紙 2)</li> <li>3) 「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」(別紙1(社会的合意))</li> <li>4) 「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開させるよう努めなければならない」(別紙1(モニタリング))</li> </ol> <p>等を相手国等に求める事項として環境ガイドラインに明記しています。</p>
<p>環境影響評価書の作成までJICAは支援を行うのですか？</p>	<p>相手国等の法律に基づく評価書の作成と環境影響評価に係る手續は相手国等が行います。JICAは必要に応じて環境社会配慮調査を行い環境影響評価に必要な資料の作成を支援します。</p>

<p>環境アセスメント報告書等の作成をJICAが支援する場合はあるのですか？</p>	<p>協力準備調査やエンジニアリング・サービス借款を活用しています。協力準備調査はJICAが主体的に実施し、調査・設計等エンジニアリング・サービスは相手国等が実施します。このためJICAは、協力準備調査の場合は環境アセスメント報告書等の作成を支援し、エンジニアリング・サービス借款を活用する場合は、相手国等によって作成された環境アセスメント報告書等をレビューし、環境社会配慮上の要件を満たすことを確保します。</p>
<p>どのような主体からプロジェクトの環境関連情報を収集していますか？</p>	<p>JICAは、相手国等からの情報提供により、プロジェクトに関する環境情報を収集します。JICAが環境社会配慮確認を行うにあたって、相手国等からの情報に加え、相手国等以外からの情報も重要であると認識しており、現地調査などを通じて、相手国等以外からも情報を入手するべく取り組んでおり、今後ともかかる情報収集を継続していく所存です。</p>
<p>「専門家からなる委員会を設置」（別紙1基本的事項）とありますが、これは外部専門家の意見を聴取するために、JICAが専門家委員会を設置するのですか？</p>	<p>別紙1の手続は相手国等の環境社会配慮の一環として行われるべきであると考えており、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の項目として専門家等からなる委員会の設置を規定しています。世界銀行のOP4.01においても、「カテゴリ A案件の中でも特にリスクが高い案件、論議を呼ぶ案件、又は環境に関する懸念が深刻で多方面に渡る案件の場合、借入人は通常、国際的に認められ、独立した環境専門家に諮問委員を依頼し、環境アセスメントに関係する当該案件の全側面について、助言を受けるべきである。」と借入人に求める事項としています。</p>
<p>環境社会配慮助言委員会の役割を教えてください。</p>	<p>環境社会配慮助言委員会は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う委員会であり、外部専門家からなる第三者的機関のことをいいます。カテゴリ A案件及びカテゴリ B案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行います。また、開発計画調査型技術協力においては、本格調査段階において環境社会配慮面の助言を行います。</p>
<p>環境レビューの結果は、どのように意思決定・合意文書において活用されることになるのですか？</p>	<p>環境レビューの結果は、合意文書への反映を含め、合意文書締結の意思決定において活用されております。また、JICAは、環境ガイドライン2. 8. 1. に規定している通り、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) モニタリング結果の報告</li> <li>2) 問題発生時の現地ステークホルダーとの協議</li> <li>3) プロジェクトの変更(停止及び期限前償還を含む)を求めることがあること</li> </ol> <p>をプロジェクトの内容や性格に応じ、合意文書に盛りこむよう最大限努力することとしています。</p>

<p>「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものはどのような場合ですか？</p>	<p>環境社会配慮が確保できないと判断する場合として、例えば、以下のような場合が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ プロジェクトを実施しない案を含めて代替案の比較検討を行ってもプロジェクトの妥当性が明らかに認められない場合</li> <li>➤ 事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合</li> <li>➤ 深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合</li> <li>➤ 事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合</li> </ul>
---	---

➤ カテゴリ分類に関する質問

質問	回答
<p>カテゴリ分類に明確な基準、もしくは、例示などを設ける必要は無いのですか？</p>	<p>個別案件の環境社会影響はその規模によらず、案件の置かれた環境により異なるため、一律の判定基準を設定することは適切ではないと考えています。</p>
<p>カテゴリ変更で、例えば環境にかかる重大な影響が途中で発覚し、カテゴリBからカテゴリAへと変更になった場合、プロジェクトの要件は環境ガイドライン上カテゴリAの要件を満たす必要があるのでしょうか？</p>	<p>環境レビュー後にカテゴリAに変更になった場合、原則として環境ガイドライン上カテゴリAの要件を満たすよう相手国等に対し働きかけます。JICAは、変更の概要と変更後のカテゴリ分類を公開し、主要な環境社会配慮文書を入手後速やかに公開の上、環境レビューを行います。</p>
<p>カテゴリ分類結果の具体的な情報公開の時期について、どのように考えているのですか？</p>	<p>JICAはカテゴリ分類結果をプロジェクトの極力早い段階で公開する考えであり、具体的には、協力準備調査を行う場合はその実施決定前、協力準備調査を行わない場合は要請受領後に公開することとしています(3. 2. 1. 2.)。</p>
<p>カテゴリ分類結果が公開された後、JICAが相手国等、ステークホルダー及び第三者等からの情報に基づきカテゴリを変更することはありうるのでしょうか。その際どのように情報公開が行われるのでしょうか？</p>	<p>合意文書締結前に公開しているカテゴリは暫定的なものであり、確定したものではありません。従って、スクリーニング情報の公開後新たに得られた情報によりカテゴリを変更することは起こり得ます。この場合速やかにウェブサイト上にて変更後のカテゴリ分類結果を公開したいと考えております。</p>

<p>カテゴリ FIとはどのようなカテゴリなのですか？</p>	<p>カテゴリ FIは、有償資金協力において、合意文書締結時点においては個別の融資対象プロジェクトが未確定であり、それらプロジェクトの環境社会配慮確認を合意文書締結前には行えない形態を対象とするものです。</p>
<p>融資資金が使用されるプロジェクトが確定している場合でも、銀行等の金融機関を経由した場合には、カテゴリ FIになるのですか？</p>	<p>カテゴリFIは、合意文書締結前の時点で、資金が使用されるプロジェクトが未確定の場合にのみ適用されるカテゴリです。従って、たとえ金融機関を経由して融資をするケースでも、合意文書締結前の時点で融資資金が使用されるプロジェクトが確定している場合、カテゴリ FIには分類されません。そのプロジェクトについて、カテゴリ A、B、Cのどれに該当するかを判断することになります。</p>
<p>カテゴリ FIのレビュー手続きはどのように行われるのですか？</p>	<p>個別のプロジェクトが合意文書締結時点で環境社会配慮確認を行う他のプロジェクトと実質的に同様の環境社会配慮確認を行うため、環境ガイドライン3. 2. 1. (4). 1. では、「JICAは、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。また、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認の上、必要に応じて実施能力強化のための適切な措置が取られることを求める。」旨記述しています。具体的には、例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認し環境ガイドラインによる環境社会配慮確認を委任する。</li> <li>2) 金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力につき十分な能力があると判断できない場合においては、環境社会配慮体制強化のためのコンサルタントの雇用を義務付ける。</li> <li>3) カテゴリ Aのサブプロジェクトについてはサブローンの対象としない。</li> </ol> <p>等いくつかの方法が考えられます。どのような対応が適切かは一律に決めることが困難であることから、このように一般的な考え方を示すこととしたものです。</p> <p>また、カテゴリ FIに分類された場合でも、融資契約締結時に環境レビュー結果をウェブサイト上で公開することを明記しています。</p> <p>環境ガイドライン3. 2. 1. (4). 3. では、「対象サブプロジェクトにカテゴリ Aに分類されるものが含まれることが見込まれる場合、JICAは、原則として、カテゴリ Aのサブプロジェクトについて、その実施に先立ち、カテゴリ Aで求められているものと同様の環境レビュー及び情報公開を行う」ことになっています。</p>

<p>一度スクリーニングや環境レビュー等を行ったプロジェクトについて再度追加的に融資を行う場合には、改めてスクリーニング及び環境レビュー等を行う必要があるのですか？</p>	<p>環境ガイドライン3. 2. 2. 6. に規定されている通り、「プロジェクトに重大な変更が生じた場合、改めてカテゴリ分類を行い3. 2. 1. に従って環境レビューを行う。変更の概要と変更後のカテゴリ分類を公開し、主要な環境社会配慮文書を入手後速やかに公開する」ことになっています。</p>
<p>輪切りのプロジェクトで最初の時点でプロジェクト全体についてスクリーニングや環境レビュー等を行ったプロジェクトについて、その後年次資金を供与する場合には、毎年スクリーニング及び環境レビュー等を行う必要があるのですか？</p>	<p>輪切りのプロジェクトで最初の時点でプロジェクト全体についてスクリーニングや環境レビュー等を行ったプロジェクトについては、プロジェクトの環境に与える影響が最初にスクリーニングや環境レビュー等を行った際のものと同じく異なっていない場合には、改めてスクリーニングや環境レビュー等をする必要はないと考えています。</p>

➤ 情報公開に関する質問

質問	回答
<p>情報公開の基本方針は何ですか？</p>	<p>相手国等が主体的に情報公開を行うことを原則としています。その一方で、JICAも業務実施における主要な段階で情報公開を行います。</p>
<p>環境ガイドラインに基づく情報公開と『独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律』(以下「情報公開法」という。)に基づく情報公開との関係はどうなっているのですか？</p>	<p>情報公開法に基づく情報公開は、JICAの保有する法人文書について、皆様からの開示請求に基づき、法律に従って、開示すべきか否かを判断するものです。</p> <p>これに対し、環境ガイドラインに基づく情報公開は、JICAが自主的・積極的に、スクリーニング情報や環境レビューに関する重要な情報等を提供していくことにより、JICA自身の業務の透明性を高めるだけでなく、関係機関、ステークホルダー等第三者からの情報提供をも促すものです。これにより情報公開法の趣旨をより積極的に実現、充実させることができると考えています。</p>

<p>環境ガイドラインの施行によって、旧環境ガイドラインと比べ、新たにどのような情報がウェブサイト上で公開されることになるのですか？</p>	<p>情報公開対象として、環境許認可証明書、住民移転計画、先住民族計画、及びモニタリング結果が新たに加われました。</p> <p>具体的には、協力準備調査の実施決定前(同調査を行わない場合は要請受領後)にカテゴリ分類結果を公開します。その後、カテゴリ A案件は、環境レビュー前に、a.協力準備調査最終報告書又はそれに相当する文書、b.環境アセスメント報告書(合意文書締結 120日前)及び環境許認可証明書、c.住民移転計画(大規模な非自発的住民移転が生じる場合)、先住民族計画(先住民族のための対策が必要な場合)を公開します。更に、合意文書締結後に環境レビュー結果を、モニタリング段階でモニタリング結果(相手国の了解を前提)を公開します。</p>
<p>環境ガイドラインにおいて、環境アセスメント報告書等の公開が要求されていますが、国によっては、環境アセスメント報告書等の公開を法的に認めていない国もあるのではないですか？</p>	<p>すべての国について調査したわけではありませんが、環境アセスメント報告書等を公開することを法的に義務付けていない国はあっても、環境アセスメント報告書等の公開を禁止している国は見うけられません。環境アセスメント報告書等の公開を義務付けていない国におけるプロジェクトの場合、相手国等に対し自主的に環境アセスメント報告書等を公開するよう働きかけを行っています。</p>
<p>相手国等の制度を無視して相手国等に対して、環境アセスメント報告書等の公開を要求することは内政干渉にもなりかねないのではないですか？</p>	<p>環境と両立した持続的な事業を達成する手続として、環境アセスメント報告書等の公開は重要であると考えており、相手国においても環境アセスメント報告書等を公開する方向で相手国等に説明し、理解を求めています。</p> <p>しかしながら、法律上は公開を禁止していないものの、現段階では運用上公開していない国もあります。これは単に環境影響評価制度の問題というよりは、「情報公開」に対する考え方の相違に原因があると考えられます。従って、環境ガイドラインでは環境アセスメント報告書等の公開を求める方向で相手国等と協議していく所存です。</p> <p>JICAとしては、相手国等に環境アセスメント報告書等の公開の重要性を理解して頂くために、今後も協議の機会を引続き持つ考えです。</p>
<p>情報公開に際し、個人情報の取扱いはどのように行うのですか？</p>	<p>本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある個人情報は公開の対象としません。例えば、住民移転計画に記載されている個人の資産に関する情報が、これに該当すると考えています。</p>
<p>カテゴリ Aに該当するプロジェクトに関する環境アセスメント報告書等は日本国内でも公開するのですか？</p>	<p>カテゴリ Aで要求される環境アセスメント報告書等は、その入手状況をウェブサイトに掲載するほか、環境アセスメント報告書等そのものについても商業上の秘密等を除く等の適切な手続を経た上で JICAのウェブサイト上にて公開します。</p>

<p>影響を受ける地域住民はウェブサイトにはアクセスできない場合が殆どであり、このような人々はどのようにプロジェクトの情報を入手できるのですか？</p>	<p>JICAが想定している情報公開の仕組みはウェブサイトを通じたものばかりではありません。環境ガイドライン別紙1(社会的合意)では、現地において「ステークホルダーとの十分な協議」が行われていることを対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の原則としており、住民に対して十分な情報公開がなされるよう求めています。</p>
<p>「環境レビュー前に、(協力準備調査の)最終報告書もしくはそれに相当する文書(いずれも、入札関連情報を除く)についてウェブサイトで公開する」の「それに相当する文書」とはどのようなものですか？</p>	<p>協力準備調査が完了し最終報告書が公開されていなくとも、環境社会配慮に関して十分な判断を行うことが可能となるよう、環境社会配慮に関する情報を含む所要の情報が全て含まれるものを公開した上で、環境レビューを実施することが可能なことを明示したものです。所要の情報とは、プロジェクトの内容、スケジュール、プロジェクトの妥当性の検討、環境・社会配慮等の情報を指し、これら情報に関して協力準備調査の最終報告書に相当する文書を同最終報告書に代わって環境レビュー前に公開いたします。</p>
<p>環境レビュー結果を、早期に情報公開することはできないのですか？</p>	<p>環境社会配慮面で重要な条件が合意される可能性があることより、環境レビュー結果に基づき最終的に意思決定を行うタイミングは、対外的に支援をコミットする合意文書締結時であると考えています。この観点から、環境レビュー結果については、合意文書締結後に公開することとしています。</p>
<p>合意文書についても締結後公開されるのですか？</p>	<p>環境社会配慮に関する情報については、環境ガイドラインに則って、積極的に情報公開しています。他方、無償資金協力、有償資金協力の合意文書は守秘義務から公開の対象とはなりません。</p>
<p>ガイドライン1.3.18.において、「無償資金協力におけるGrant Agreement(G/A)等」とありますが、等には何が含まれますか？</p>	<p>技術協力における技術協力プロジェクトや開発計画調査型技術協力の実施を合意する文書が含まれます。</p>

➤ ステークホルダー協議に関する質問

質問	回答
<p>プロジェクトにより影響を受ける現地の住民の意見を反映できるようにするため、JICAの環境ガイドラインにおいてはどのような内容を盛り込んでいるのですか？</p>	<p>JICAとしては、各プロジェクトで環境社会配慮を行うにあたって、女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者を含めプロジェクトの影響を受ける可能性のある人々の意見が適切に反映される必要があると考えています。環境ガイドラインは、別紙1(社会的合意)で、「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、……社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされなければならない」旨明記しています。</p> <p>また、JICAが環境社会配慮確認を行うにあたって、幅広く情報収集を行うことが重要であると考えており、環境ガイドライン2. 1. 6. においては、「プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国等に対して積極的に働きかける」旨明記しています。</p>
<p>ステークホルダーとの協議は、誰が主催するのですか？</p>	<p>主催者は相手国等となります。JICAは、必要に応じて開催を支援します。</p>
<p>環境ガイドラインにおいてはステークホルダーの範囲について、どのように考えているのですか？</p>	<p>環境ガイドラインの1. 3. に定義されるとおり、「現地ステークホルダー」とは、事業の影響を受ける個人や団体(非正規居住者を含む)及び現地で活動している NGOをいいます。また、「ステークホルダー」とは、現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいいます。</p> <p>なお、環境アセスメントは、当該プロジェクトが位置する国における手続きに基づき行われるものであり、ステークホルダーとの協議についても、個別プロジェクトの内容、周辺状況等を勘案しつつケースバースケースでステークホルダーの範囲を検討していくことになると考えています。</p>
<p>非正規居住者をステークホルダーとして含める必要があるのですか？</p>	<p>協力事業の対象地に居住する住民は、非正規居住者であっても、対象地で生活または生計を立てている人々は、現地ステークホルダーに含めます。ただし、いわゆる「Professional Squatter」(補償を得ることのみを目的とする非正規居住者)については、実施機関等と協議の上その対応を検討する必要があると考えます。</p>
<p>ステークホルダー協議の計画・実施する際にどのような人々を社会的な弱者として見なし、配慮を行うべきとJICAは考えているの</p>	<p>環境社会配慮ガイドライン別紙1(社会的合意)では、「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、…適切な配慮がなされなければならない。」と記載されています。</p> <p>一方、環境社会配慮ガイドラインで明記されている人々以外にも、若者や</p>

<p>ですか？</p>	<p>移転対象者、女性世帯主、土地を持たない人、用地取得に関連して当該国法上補償対象とならない人も対象になりうると思います。さらに、国や地域によっては、ステータス(人種や肌の色、性別、言語、宗教、政治的な意見やその他の意見、資産、生まれ等)や要素(ジェンダーや年齢、民族性、文化、識字、病気、(身体的もしくは精神的)障害、経済的に不利な状況、特有な自然資源への依存等)により社会的弱者になりうる人もいると考えます。</p>
<p>ステークホルダー協議を計画・実施する際の留意点(社会的弱者への配慮も含む)は何ですか？</p>	<p>環境社会配慮ガイドライン別紙1(社会的合意)では、「プロジェクトは、…適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。…地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。」と記載されています。</p> <p>JICAとしては他ドナーや国際機関等が作成しているステークホルダー協議の計画・実施に関するハンドブック等を参考とし、適切な配慮が行われているか確認します。</p> <p>また、カテゴリA及びB案件では、環境社会配慮と用地取得・非自発的住民移転に関するステークホルダー協議が行われた場合、報告書に少なくとも以下の項目が記載されるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ステークホルダー協議の計画(ターゲットとした集団、開催回数、及びそれらの設定根拠等)、実施日時、場所、方法(住民集会、個別インタビュー)、社会的弱者に対する配慮手法、告知方法、参加者(人数、所属、性別等)、協議内容、参加者からのコメント、実施機関による返答、寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、協議の議事録、更なる協議が実施される予定ならばその計画</li> </ul> <p>なお、社会的弱者については、その参加が確保され、意見が積極的に出され、かつ出された意見が公平に取り扱われるよう配慮したステークホルダー協議が行われるべきと考えます。</p>
<p>重要事項 4の「意味ある参加」および「真摯な発言」とはどのような意味ですか？</p>	<p>「意味ある参加」とは双方向のコミュニケーションがあつて、ステークホルダーの意見が適切に計画に反映されることを意味しています。</p> <p>「真摯な発言」とは責任を持った発言を意味しています。</p>
<p>ステークホルダーとの協議が適切に行われたかをどのように確認するのですか？</p>	<p>ステークホルダー協議を行った際は協議議事録を作成するよう働きかけることとしており、JICAはその内容がプロジェクトの計画で配慮されているかを確認します。</p>

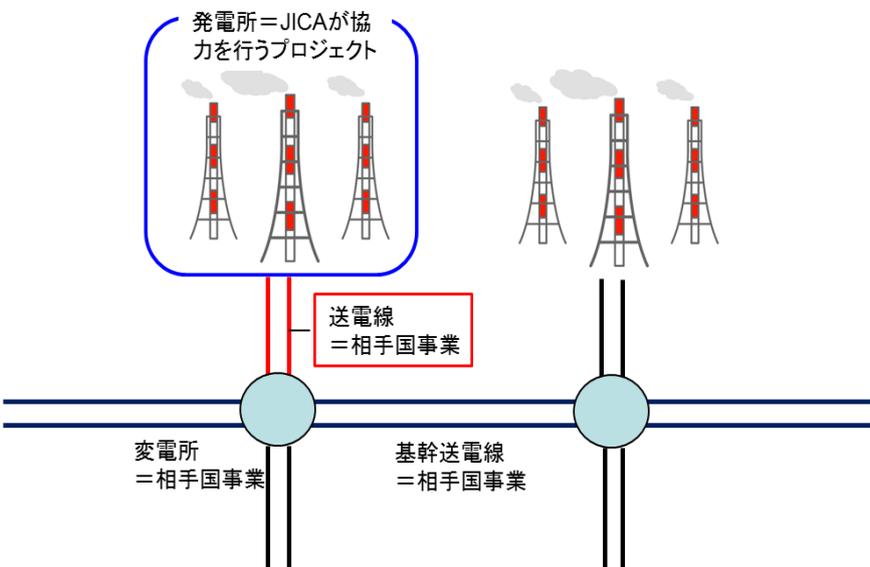
<p>別紙 2において「地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない」とありますが、協議が行われているか否かを JICAとしても確認するのですか？</p>	<p>環境ガイドラインでは、適切な環境社会配慮を行うため、地域住民等との対話が重要だと認識されています。</p> <p>環境ガイドライン別紙2では、環境アセスメント報告書に記述されていることが望ましい事項として、協議会の記録をあげており、これらを通じた確認を行います。</p>
---	--

➤ モニタリングに関する質問

質問	回答
<p>モニタリングを行う目的についてどのように考えているのですか？</p>	<p>JICAとしましては、モニタリングは、相手国等が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために行うものと考えています。また、モニタリングは、当初予見されていなかった影響の早期発見に資することから、何らかの問題が確認された場合には、速やかに相手国等に伝達し、適切な対応を促してきました。</p> <p>環境ガイドラインにおいても、別紙1(モニタリング)で、「予測が困難であった事態の発生の有無……を把握し、その結果に基づき適切な対策をとらなければならない」旨明記しています。その上で、モニタリングの結果問題が確認された場合には、「相手国等による適切な対応を促す。」(3. 2. 2. 3.)こととし、予見されていなかった影響等にも対応することとしています。</p>
<p>モニタリングを実施する項目、実施期間を予め規定しないのですか？</p>	<p>環境ガイドラインでは、計画された対策が着実に実施されているか、その計画内容が十分なものであったか、想定されていなかった外部変化により環境への負の影響が生じていないか等をフォローするためモニタリングは重要であると考えており、JICAによるモニタリングとして、カテゴリ A、B 及び FIIについて相手国等によるモニタリング結果の確認を行うこととしています。</p> <p>具体的なモニタリング項目、期間については、どのような内容とするかを一律に定めることは適当ではないと考えており、セクターやプロジェクトの内容・特性、周辺の状況等さまざまな要素を踏まえ、個別に必要な項目、期間を決めることとなります。</p> <p>なお、主なモニタリングの項目としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 許認可・説明(当局からの指摘事項への対応)</li> <li>➤ 汚染対策(大気質、水質等)</li> <li>➤ 自然環境(生態系等)</li> </ul>

	<p>➤ 社会環境(住民移転等)</p> <p>等が考えられます。こうした項目については環境ガイドライン別紙 6に「モニタリングを行う項目」として予め例示しています。また、モニタリングの頻度、項目等について相手国等と合意し、この合意に沿って JICAとしてのモニタリングを実施して行きます。</p>
<p>モニタリングの実施期間はどれくらいですか？プロジェクトが適切に運営されていることが明らかでない場合であっても、モニタリングをいつまでも継続することは非効率ではないのでしょうか？</p>	<p>モニタリングの実施期間については、プロジェクト毎の性格、想定される環境影響の重大さ、不確実性等を考慮し個別に設定することが適切と考えています。</p> <p>なお、セクターやプロジェクトの特性・実態を踏まえ、プロジェクトが適切に運営されていることが確認された場合においては、JICAによるモニタリングは一定期間後に簡素化または終了することとしており、効率的に業務を遂行できるよう配慮しています。</p>
<p>より効果的なモニタリングを実施するため、中間段階での評価等の際住民から直接意見をくみ上げるようなことは行われるのですか？</p>	<p>モニタリングを住民が参加して行うことは問題の早期発見、持続的な事業効果の発現という観点から、望ましいことであると JICAでも認識しています。環境ガイドラインの3. 2. 2. 1. においては、「プロジェクト実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているかを確認するために、JICAは……モニタリング結果の確認を行う」と記述しており、これにより可能な限りポジティブな影響が発現されるよう、JICAとして今後も留意していきます。またステークホルダー及び第三者等からの情報提供も歓迎しています。</p>
<p>モニタリング結果を得るために行う現地調査は、従来から行ってきた現地調査とは異なるものなのですか？</p>	<p>モニタリング結果については、相手国等より提出されますが、環境ガイドライン3. 2. 2. 2. に規定している通り、JICAによる現地調査も必要に応じて行います。従来から必要に応じ現地調査を実施してきており、環境ガイドラインの施行後も、これまでと同様に実施していく所存です。</p>
<p>モニタリングを適切に実施することは重要であると思いますが、環境モニタリング体制を強化するために、JICAとしてはどのような対応をとっているのですか？</p>	<p>JICAとしましては、計画された対策が着実に実施されているか、その計画内容が十分なものであったか、想定されていなかった外部変化により環境への負の影響が生じないか等を確認するためにもモニタリングは重要であると考えており、これまでも体制強化に努めてきました。</p> <p>例えば、必要と判断される場合には、プロジェクト実施主体者による環境モニタリングの支援、体制強化等を含めるなどの対応をとっています。</p>
<p>モニタリングの段階においても、何らかの情報公開を行うことは規定されているのですか？</p>	<p>環境ガイドライン3. 2. 2. 7. で、「JICAは、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する。」とし、環境ガイドライン別紙1(モニタリング)では、「モニタリング結果を、当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表するよう努めなければならない。」とし、相手国等による対応を促しています。</p>

➤ 環境社会配慮項目に関する質問

質問	回答
<p>「不可分一体の事業」とはどのようなものですか？</p>	<p>JICAでは、国際金融公社(IFC) Performance Standard 1の定義*を参考に、JICAが協力を行わない関連事業のうち、①仮にJICAが協力を行う対象の事業がなければ、その関連事業は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連事業がない場合には、JICAが協力を行う対象の事業は実行の可能性がない、と考えられる事業を「不可分一体の事業」と定義しています。</p> <p>例えば、図1では、赤色の送電線部分が、JICAが協力を行う対象の事業(発電所)と不可分一体の事業である可能性があります。</p> <p>図1. 「不可分一体の事業」の例</p>  <p>不可分一体事業について、JICAは、合理的な範囲で、想定される環境社会影響に応じた適切な環境社会配慮文書(住民移転計画、環境アセスメント報告書等)がJICA環境社会配慮ガイドラインに沿って作成されていることを確認し、そして必要に応じ相手国等に申し入れを行います。</p> <p>*: IFC Performance Standard 1の原文</p> <p>8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate:</p> <p>…(略)…</p> <p><b>Associated facilities, which are facilities that are not funded as part of the</b></p>

	<p>project and that would not have been constructed or expanded if the project did not exist and without which the project would not be viable.</p>
<p>「派生的・二次的な影響」とはどのようなものですか？</p>	<p>JICAでは、国際金融公社(IFC)のPerformance Standard 1*を参考に、「JICAが協力を行う対象の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発により、将来もしくは異なる場所で発生する影響」を派生的・二次的な影響の目安としています。例えば、生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスにプロジェクトが与える間接的な影響などは派生的・二次的な影響として考察されるべきものです。</p> <p>これら影響の可能性がある場合には、JICAが協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。</p> <p>*: IFC Performance Standard 1の原文</p> <p>8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate:</p> <p>…(略)…</p> <p>(ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities' livelihoods are dependent.</p>
<p>「累積的影響」とはどのようなものですか？</p>	<p>JICAでは、国際金融公社(IFC)のPerformance Standard 1*を参考に、「リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点(例えばスコーピング時点)で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、JICAが協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積」を累積的影響の目安としています。</p> <p>例えば、道路事業において、道路周辺への将来の住宅や商業施設の集積が環境に与える累積的な影響について配慮を求めた事例があります。これら影響の可能性がある場合には、JICAが協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとします。</p>

	<p>*: IFC Performance Standard 1の原文</p> <p>8. Where the project involves specifically identified physical elements, aspects, and facilities that are likely to generate impacts, environmental and social risks and impacts will be identified in the context of the project's area of influence. This area of influence encompasses, as appropriate:</p> <p>…(略)…</p> <p><b>Cumulative impacts that result from the incremental impact, on areas or resources used or directly impacted by the project, from other existing, planned or reasonably defined developments at the time the risks and impacts identification process is conducted.</b></p>
<p>なぜ「プロジェクトを実施しない案」を代替案に含めるのですか？</p>	<p>プロジェクトを実施しないことによる影響と実施することによる影響を比較するためです。プロジェクトを実施しない案を代替案に含めることにより、プロジェクトの正当性をより明確に説明することが可能になります。</p>
<p>環境ガイドラインではプロジェクトの実施地における政府(国政府及び地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準の遵守を求めるのみならず、国際的基準の遵守についても求めているのですか？</p>	<p>JICAが環境社会配慮確認を行うにあたって、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認し、加えて JICAが適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照することとしています。ただし、国、地域毎に自然環境、社会・文化的背景等は異なっており、一律の基準を全てのプロジェクトに適用することは必ずしも適切ではないと考えています。</p>
<p>環境ガイドラインで、環境社会配慮に関して参照される国際的基準やグッドプラクティスとはどのようなものですか？</p>	<p>JICAは、環境社会配慮確認を行う必要のある全ての項目を網羅した世界中で適用可能な国際的基準は、現在のところないものと認識しており、一般的には、国際的基準として、国際条約等、世界銀行以外の国際機関等の基準、わが国や米国、欧州等先進国の基準、規制を参照することを考えています(注)。</p> <p>参照すべき基準、グッドプラクティスは多数ありますが、具体的に参照するものの例としては、次のようなものが考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 汚染対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国、米国の規制値</li> <li>マルポール条約</li> </ul> </li> <li>2) 自然環境 <ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産条約</li> <li>ラムサール条約</li> <li>ワシントン条約</li> </ul> </li> </ol>

	<p>IUCNのレッドリスト</p> <p>3) 社会環境</p> <p>世界遺産条約</p> <p>DACの住民移転に係るガイドライン</p> <p>これら以外のものも含めすべてを列挙することは困難であることから、環境ガイドライン2. 6. 3. では、「JICAは、環境社会配慮に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティス等を参照する」と包括的に記述しています。また、今後新たな基準が国際的に確立された場合には、これも参照していく所存です。</p> <p>(注)JICAの環境レビューでは、原則として世界銀行のセーフガードポリシーを用いて確認を行っていることから、環境ガイドラインにおいて世界銀行のセーフガードポリシーについては「参照」ではなく、「大きな乖離がない」ことを確認することになっています。</p>
<p>プロジェクトの実施地における政府(国政府及び地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準が、国際的な水準と比較して著しく緩い場合等においては、どのような対応をとるのですか？</p>	<p>環境ガイドライン2. 6. 3. において規定している通り、「大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国等(地方政府を含む)に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。」こととしています。確認の結果、「適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。」(2. 8. 1. 1. )こととなります。</p>
<p>大きな乖離がないことを確認する、世界銀行のセーフガードポリシーとはどのようなものですか？</p>	<p>世界銀行のセーフガードポリシー「Operational Policy 4.10: Annex B」は、世銀のウェブサイト (<a href="http://www.worldbank.org">http://www.worldbank.org</a>) で公開されており、「Policies and Procedure」、「Safeguard Policies」、「Indigenous Peoples」等のキーワードで検索・閲覧が可能です。</p> <p>具体的には以下のようなものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 環境アセスメント(OP 4.01)</li> <li>➤ 自然生息地(OP 4.04)</li> <li>➤ 病虫害管理(OP 4.09)</li> <li>➤ 先住民族(OP 4.10)</li> <li>➤ 有形文化資源(OP 4.11)</li> <li>➤ 非自発的住民移転(OP4.12)</li> <li>➤ 森林(OP 4.36)</li> <li>➤ ダムの安全性(OP 4.37)</li> <li>➤ 国際水路におけるプロジェクト(OP 7.50)</li> <li>➤ 紛争地におけるプロジェクト(OP 7.60)</li> </ul>

<p>非自発的住民移転に関する国際機関のガイドラインは JICAの環境配慮においてどのように活用されるのですか？</p>	<p>環境ガイドラインに基づき環境社会配慮確認を行うに際し、住民移転についての世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認します。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、グッドプラクティス等をベンチマークとして参照することとしています。なお、住民移転計画に含まれるべき内容については世界銀行 OP4.12のAnnex Aに規定されている内容が含まれることが望ましいと考えています。</p>
<p>ガイドライン別紙1の非自発的住民移転において、「住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex Aに規定される内容が含まれることが望ましい」とありますが、OP4.12 Annex Aに規定される内容とはどのようなものですか？</p>	<p>「Operational Policy 4.12: Annex A」は、世銀のウェブサイト (<a href="http://www.worldbank.org">http://www.worldbank.org</a>) で公開されており、「Safeguard Policies」、「Policies and Procedure」、「Involuntary Resettlement」等のキーワードで検索・閲覧が可能です。</p> <p>OP4.12 Annex Aで挙げられている、住民移転計画に記載すべき主な項目は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 移転に係る社会経済調査の結果</li> <li>➤ 移転対象者の定義及び補償・支援の受給資格</li> <li>➤ 損失価額の算定方法及び損失の補償方法</li> <li>➤ 補償及び支援の具体的内容</li> <li>➤ 移転先に用意される住宅、インフラ、公共施設</li> <li>➤ 移転住民及び移転先コミュニティの移転プロセスへの参加</li> <li>➤ 苦情処理メカニズム</li> <li>➤ 実施スケジュール</li> <li>➤ 費用見積もり及び予算計画</li> <li>➤ モニタリング及び事後評価の概要</li> </ul>
<p>非自発的住民移転を伴うプロジェクトの場合、JICAは住民の合意をどのように確認するのですか？</p>	<p>環境ガイドラインでは、適切な環境社会配慮がなされるためには、別紙 2で示されている通り、地域住民等との適切な対話を重視しています。JICAは、相手国等からの情報を基に適切な過程を経て住民の合意に到ったかどうか確認します。また相手国等から提供される情報のみならず相手国政府及びその機関、協調融資を行おうとしている融資機関、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらも活用する考えです。</p>
<p>先住民族に該当するかの判断基準はどのようなものですか？</p>	<p>先住民族に該当するかは、世界銀行 OP 4.10及び関連情報等を踏まえつつ、個別の状況に応じて JICAが判断していく方針です。</p>
<p>ガイドライン別紙 1の先住民族において、「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約(先住民族の権利に関する</p>	<p>先住民族に関する国際的な宣言や条約には、以下の宣言、条約が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 先住民族の権利に関する国際連合宣言 (United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)</li> <li>➤ 独立国における先住民族及び種族民に関する条約 (Convention</li> </ul>

<p>国際連合宣言を含む)の考え方に沿って、土地及び資源に関する当該先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」とありますが、先住民族に関する国際的な宣言や条約にはどのようなものがありますか？</p>	<p>concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries) (通称: 国際労働機関(ILO)169号条約)</p>
<p>ガイドライン別紙1の先住民族において、「先住民族計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.10 Annex Bに規定される内容が含まれることが望ましい」とありますが、OP4.10 Annex Bに規定される内容とはどのようなものですか？</p>	<p>「Operational Policy 4.10: Annex B」は、世銀のウェブサイト (<a href="http://www.worldbank.org">http://www.worldbank.org</a>) で公開されており、「Policies and Procedure」、「Safeguard Policies」、「Indigenous Peoples」等のキーワードで検索・閲覧が可能です。OP4.10 Annex Bでは、次のような項目を必要に応じて先住民移転計画に記載するものとして挙げています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 先住民族に係る社会的アセスメントの要旨</li> <li>➤ プロジェクトに係る情報が提供された上での先住民族との事前の自由な協議結果の要旨</li> <li>➤ 先住民族が文化的に適切な社会経済的便益を享受することを保証する方策</li> <li>➤ 先住民族に対する負の潜在的影響を回避、最小化、緩和あるいは補償する適切な方策</li> <li>➤ 費用見積もり及び予算計画</li> <li>➤ 苦情処理メカニズム</li> <li>➤ モニタリング及び事後評価の概要</li> </ul>
<p>人権について、環境ガイドラインでは、どのように確認することを考えているのですか？</p>	<p>環境ガイドライン2. 5. 2. に規定されている通り、「JICAは、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。」ことになっており、個別のプロジェクトレベルで具体的に対応ができ、JICAとしても判断基準がより明確なものについて確認を行います。また、女性や子ども等社会的弱者への配慮については、別紙1の「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の中に盛り込んでいます。</p>

	<p>なお、国レベルで対処すべき人権については、本環境ガイドラインで扱うのではなく、外交上、あるいは政策上の対応として、例えば 開発協力大綱等で対応することが望ましいと考えています。</p>
<p>ジェンダー、子供の権利、HIV / AIDS等の感染症などについては、どのような点について確認すればよいのですか？</p>	<p>環境ガイドラインは個別プロジェクトにおいて環境、社会への影響を検討するためのものであり、個別プロジェクトで配慮を確認するのが適当と考えられる子供の権利や HIV / AIDS、ジェンダー等を確認することとしています。</p> <p>ジェンダーについては、例えば、住民移転を伴う場合、女性の意見・考えについても十分尊重され、排除されない仕組みが準備されるか等を確認することになります。子供の権利については、例えば住民移転を伴うプロジェクトの場合、移転先において子供たちのために十分な学校や医療保健施設が準備されるか等につき個別プロジェクトにおいて確認することになります。</p> <p>HIV / AIDS等の感染症については、例えば大規模な土木工事を伴うもので、労働者キャンプを設営するような場合、労働者に対し感染症対策につき十分な教育がなされているか等を確認することとなります。</p> <p>どこまでを検討する影響のスコープとして考えるかについては、プロジェクトによって様々であることから、一律に定めるのは適当ではなく、個別プロジェクト毎に検討されるのが適当と考えています。</p>
<p>「重要な自然生息地または重要な森林」とはどのようなものですか？</p>	<p>世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を参考に、「自然生息地」とは、(1)主に在来の動植物により自然生態系が形成されている陸域及び(海域を含む)水域、(2)人の手が本質的に加えられていない陸域及び(海域を含む)水域であると考えています。また、どの自然生息地においても、重要な生物学的価値、社会的価値、経済的価値、及び存在価値があるものと考えています。</p> <p>「自然生息地」のうち、「重要な自然生息地」としては以下のようなものがあり得ると考えています。</p> <p>1. 生物多様性保全上及び／または生態系の主要な機能維持の上で極めて重要な次のような地域。</p> <p>(1)国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature: IUCN)のレッドリストにおける「絶滅危惧(Threatened)」とされる「絶滅危惧IA類(CR)」、「絶滅危惧IB類(EN)」、「絶滅危惧II類(VU)」、及び「準絶滅危惧種(NT)」に該当する種にとって重要な生息地</p> <p>(2)固有種及び／または分布域が限られている種にとって重要な生息地</p> <p>(3)移動性生物種及び／または群れを成す種の世界的に重要な集合体</p>

	<p>を支える生息地</p> <p>(4)極めて危機的な生態系及び／または独特な生態系が認められる地域</p> <p>(5)重要な進化のプロセスに関連している地域</p> <p>2. 第1項で規定する地域以外の類例として、例えば、地域コミュニティによって伝統的に保護されるべきと考えられている地域。</p> <p>「重要な森林」とは、上記に規定した「重要な自然生息地」と認められた森林地域を指しますが、地域コミュニティによって伝統的に保護されている「聖なる森」なども含まれます。</p> <p>※「重要な自然生息地または重要な森林」は、環境社会配慮ガイドライン別紙1「生態系生物相」に記載されていますが、自然環境への影響のみならず社会への影響も配慮されます。</p>
<p>「著しい転換」、「著しい劣化」とはどのようなものですか？</p>	<p>世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を踏まえ、JICAの協力する事業の実施に伴って発生する著しい転換、著しい劣化の考え方については、以下のように認識しています。なお、JICAが協力する事業が「著しい転換または著しい劣化を伴う」かどうかは、当該事業内容及び地域の特性等を考慮して合理的に判断する必要があるものと考えます。</p> <p>・著しい転換 重要な自然生息地または重要な森林である状態が、完全に消滅または著しく減少すること</p> <p>・著しい劣化 重要な自然生息地または重要な森林が持つ当該地域の在来種を保全・維持する機能や生態系の主要な機能が著しく減少すること</p>
<p>「重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化」を伴わないようにするためには、どのような配慮が必要ですか？</p>	<p>環境社会配慮ガイドラインの別紙1「生態系及び生物相」における規定では、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」としています。「重要な自然生息地」以外の地域において実施可能な代替案が存在しないことを確認した上で、プロジェクトの形成及び実施を行う場合には、国際金融公社(IFC)等の規定を参考に、以下の全ての項目が満たされることが必要であると考えています。</p> <p>(1) 「重要な自然生息地」に存在するような生物多様性の価値、ならびに、生態系の主要な機能*1に重大な負の影響をもたらさないこと。</p> <p>(2) 合理的な期間*2にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に純減*3をもたらさないこと。</p>

	<p>国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature: IUCN)のレッドリストにおいて「絶滅危惧種(Threatened)とされるもののうち「絶滅危惧IA類(CR)」及び「絶滅危惧IB類(EN)」に該当する種、もしくは相手国の制度上の分類で、左記分類に該当する種。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)について、効果的で長期的な緩和策及びモニタリングが実施されること。</p> <p>* 1 IFCの規定では、次のように注釈が付されています。“Biodiversity values and their supporting ecological processes will be determined on an ecologically relevant scale.”</p> <p>* 2 外部専門家の助言等を基に個別案件ごとに期間が定められることとなります。</p> <p>* 3 IFCの規定では、次のように注釈が付されています。“Net reduction is a singular or cumulative loss of individuals that impacts on the species’ ability to persist at the global and/or regional/national scales for many generations or over a long period of time. The scale (i.e., global and/or regional/national) of the potential net reduction is determined based on the species’ listing on either the (global) IUCN Red List and/or on regional/national lists. For species listed on both the (global) IUCN Red List and the national/regional lists, the net reduction will be based on the national/regional population.”</p>
<p>「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」とはどのような地域ですか。</p>	<p>「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」は、国や地方政府等が法律や条例等により自然保護や文化遺産保護を目的として既に指定した地域のことです。その地域には、世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を踏まえ、以下のようなものがあり得ると考えられます。</p> <p>なお、JICA が協力する事業の対象地域が自然保護もしくは文化遺産保護を目的として指定された地域に該当するか否かは、国際自然保護連合(IUCN)の保護地域管理カテゴリ等を参考に、地域の特性等を考慮して合理的に判断する必要があるものと考えます。</p> <p>&lt;政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国や地方政府等が自然保護を主目的として法律や条例等により指定している地域。</li> <li>2. 国際的に自然保護の重要性が認められている地域であり、例えば、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域、UNESCO 生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地。</li> </ol> <p>&lt;政府が法令等により文化遺産保護のために特に指定した地域&gt;</p>

	<p>1. 国や地方政府等が文化遺産の保護を主目的として法律や条例等により指定している地域。</p> <p>2. 国際的に文化遺産の保護の重要性が認められている地域であり、例えば、UNESCO 世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域。</p> <p>参考：IUCN の保護地域の定義：「自然及び関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、法令その他有効な方法を以って認められ、特定の目的のために用いられる、管理された明確に境界が定められた地理的な空間である。」</p>
<p>「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」とありますが、例外的に実施されるのはどのような場合ですか？</p>	<p>環境社会配慮ガイドライン別紙1「法令、基準、計画等との整合」における規定では、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない）。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。」としています。このような地域でのプロジェクトの形成及び実施は、国際金融公社(IFC)等の規定を参考に、下記の条件全てが満たされる場合に限られます。</p> <p>(1) 政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)以外の地域において、実施可能な代替案が存在しないこと。</p> <p>(2) 同地域における開発行為が、相手国の国内法上認められること。</p> <p>(3) プロジェクトの実施機関等が、同地域に関する法律や条例、保護区の管理計画等を遵守すること。</p> <p>(4) プロジェクトの実施機関等が、同地域の管理責任機関、その周辺の地域コミュニティ、及びその他適切なステークホルダーと協議し、事業実施について合意が得られていること。</p> <p>(5) 同地域がその保全の目的に従って効果的に管理されるために、プロジェクトの実施機関等が、必要に応じて、追加プログラムを実施すること * 1。</p> <p>* 1 IFCの規定では、次のように注釈が付されています。“Implementing additional programs may not be necessary for projects that do not create a new footprint.”</p>
<p>プロジェクトレベルの環境社会配慮で、気候変動への影響をどのように評価するのですか？</p>	<p>JICAでは各プロジェクトによる気候変動への影響について、統一的な方法論に基づく評価を行うことは将来的な課題と考えています。</p> <p>但し、JICAは相手国等による緩和策や適応策の促進を支援するプロジェクトを実施しており、例えばJICAが緩和策プロジェクトと想定する事業につ</p>

	<p>いては、気候変動対策支援ツール/緩和策(JICA Climate FIT(Mitigation))等の方法論を参照し、プロジェクトからの温室効果ガス(GHG)排出量やGHG排出削減量等を算定しています。</p> <p>今後、セクターや個別事業における排出削減目標等の具体的な取り組みが明確化できる場合には、プロジェクトレベルの気候変動への影響評価についても対応を検討していきます。</p>
<p>環境社会配慮のスコーピング時、気候変動に対する緩和効果は、どのようなベースラインシナリオと比べて評価するのですか？</p>	<p>原則として、事業が実施されずに現在の傾向が継続した場合の排出量をベースラインシナリオとして評価します。例えば、現在、当該国において、より新しい技術や施設への移転が進み、GHG排出原単位(単位生産量あたりのGHG排出量)が低下している場合には、その傾向を考慮したベースラインシナリオを設定します。また、プロジェクトの特性に応じ別の考え方を活用することもあります。</p>
<p>世銀やADBではClimate Proofing(気候変動に対する耐久性確保)等、インフラの気候変動への適応対応は検討されつつありますが、JICAでも、気候変動の影響により甚大化する台風・洪水等の影響を考慮したインフラ事業等の気候変動に対する耐久性確保を検討するべきではないでしょうか？</p>	<p>「Climate Proofing」の取り組みに一律的な定義はないと理解しており、気候変動に対するリスク評価、及びその対策を検討する方法論が未だ十分に確立されていないセクターもあるため、全てのプロジェクトにおいて気候変動に対する耐久性確保を検討することは、将来的な課題と考えています。なお、JICAがプロジェクトの気候変動に対する耐久性を確保する場合には、気候変動対策支援ツール/適応策(JICA Climate-FIT(Adaptation))等を用いて、技術面のリスクを考慮の上、一定の検討がなされます。また、技術面における検討は構造物に対する検討のみならず、非構造物に関する検討も含まれます。</p>

以上